

# ご契約のてびき (契約概要および注意喚起情報)

必ずお読みください。郵送でお申し込みをされる方は、さらにP8 **保障ニーズ確認シート** へお進みください。

## いきいき応援

個人長期生命共済 引受緩和型更新プラン

### 事業規約と商品名称

個人長期生命共済

▶ 引受緩和型更新プラン

・いきいき応援

- この「ご契約のてびき」(契約概要および注意喚起情報)は、特にご確認いただきたい事項を記載したものです。
- 必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ご加入後に「ご契約のしおり」をお届けするまでお手元にお持ちください。
- 「契約概要および注意喚起情報」はご契約内容のすべてを記載したものではありません。
- 内容にご不明の点がありましたら、全労済までお問い合わせください。
- なお、ご加入後にご契約内容となる重要な事項(「契約規定」)を掲載した「ご契約のしおり」をお送りいたしますので、必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。

## 《 契約概要 》

《契約概要》は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

### ① ご加入にあたって

出資金を払い込み、各都道府県生協の組合員となった方が契約者になることができます。

ご加入の際は申込書に記載されている質問表への回答が必要です。質問表に該当する場合または全労済が申込内容の確認の結果、加入できない場合があります。

### ② 被共済者(加入者)になることができる方

被共済者(以下、加入者といいます)になることができる方は、次の条件を満たす方です(質問表の健康状態その他の告知内容等によって、お申し込みをお引き受けできないと全労済が判断した方はご加入いただけません)。

(1) 契約者との続柄が次の範囲内である方

- ① 契約者ご本人
- ② 契約者の配偶者(内縁関係にある人を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある人に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです)
- ③ 契約者と生計を一にする、契約者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)
- ④ 契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)

(2) 加入申込書および「質問表」へのご回答を全労済が審査し、加入を妥当と判断した方

「質問表」へのご回答は、契約に際して、加入される方ご自身の健康状態などについて、ありのままを回答していただくものです。ご回答の内容は加入をお引き受けする際に審査の基礎となる非常に重要なものです。ご不明な点は必ずお問い合わせのうえ、正確にご回答ください。

(3) 年齢について  
満40歳～満70歳までの方

### ③ 共済商品のしくみ

#### いきいき応援

#### 【特徴】

健康状態に関する告知項目を簡素化して、引受基準を緩和しています。

ご加入前にかかっていた病気が悪化して入院・手術が必要となった場合でも、共済金をお支払いします。

病気やけがによる入院・手術・死亡保障に絞った分かりやすい保障です。

入院日額は3,000円、5,000円の2タイプから選択できます。

5日以上連続して入院したとき1日目から保障します。

1回の入院で最高180日(通算1,000日)まで保障します。

死亡保障は50万円、100万円、200万円、300万円の4タイプから選択できます。

更新することにより、最高満80歳まで保障が継続できます。

10万円単位で死亡共済金額を限度に満期金がつけられます。

※入院共済金および手術共済金は、発効日以後に発病した病気または発生した不慮の事故、または発効日前に発病した病気または受傷したけがが悪化して、共済期間中に入院を開始したときおよび手術を受けたときにもお支払いします。

※発効日から1年以内に支払事由に該当した場合には、支払われる共済金の額が半額になります。

## 【①必ずご確認ください】

- この共済は健康状態に不安を抱えている方などを対象とした共済のため、全労済の他のタイプに比べて掛金が割増しされています。
- 健康状態によっては、掛金を割増していない他の共済にご加入いただける場合があります。
- 保障を開始した日からその日を含めて1年以内に支払事由に該当した場合は、支払われる共済金が半額となります。

## ④共済期間(契約期間)と掛金払込期間について

- ①共済期間(契約期間)は、5年のみです。満71歳以上の方が更新される場合は、6年～9年の共済期間(契約期間)(満80歳契約満了を限度)とすることもできます。
- ②掛金払込期間は共済期間(契約期間)と同じです。

## ⑤一部の職業の方について(加入限度について)

- (1)保障開始日において、次のご職業に従事されている方は、契約のお引き受けをすることができません。
  - ①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師その他これらに類する職業
  - ②テストパイロット、テストドライバーその他これらに類する職業
- (2)加入者が下表のご職業に従事している場合には、共済金額を制限させていただきます。P2「⑥加入限度について」をご参照ください。

| 区分 | 共済金額を制限する職業・職種名  |
|----|--|
| A  | ・競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者<br>・潜水、潜函、サルベージ、その他これらに類する職業<br>・坑内、隧道内作業に従事される方<br>・近海または遠洋漁業の船舶乗組員<br>・1,000トン未満の船舶乗組員 |
| B  | ・警察官、海上保安官、その他これらに類する職業<br>・自衛官(防衛大学校生を含みます)   |
| C  | ・ハイヤー、タクシー運転手  |

## ⑥加入限度について

- (1)引受緩和型更新プラン いきいき応援(以下「いきいき応援」といいます)は、1人の加入者につき1契約のみ加入することができます。
- (2)入院共済金日額の限度  
いきいき応援に加入することにより、①～⑧の共済の入院共済金日額を通算して、次の限度を超えるときは、いきいき応援に加入することはできません。なお、下記の限度を超える場合でも、現在加入いただいている入院共済金日額までは更新が可能です。  
 <満60歳以下の方>  
 通算して15,000円が限度となります。  
 <満61歳以上の方>  
 通算して10,000円が限度となります。  
 <制限職業A、B、Cに従事されている方、重度障がいの方>  
 通算して5,000円が限度となります。

|                                     |
|-------------------------------------|
| ①いきいき応援                             |
| ②定期医療プラン(セット専用プランを含みます)             |
| ③定期介護プラン                            |
| ④総合医療共済(2006年4月末までに発効した個人長期生命共済の契約) |
| ⑤終身医療プラン                            |
| ⑥こくみん共済終身医療5000、終身医療3000、終身医療追加2000 |
| ⑦こくみん共済終身医療総合5000                   |
| ⑧こくみん共済定期医療総合5000                   |

※2つに該当する場合は、小さい方の金額が限度となります。  
 ※その他、全労済の契約にすでにご加入の方については、共済金額を制限させていただきます。

### 【ご注意】

CO・OP生命共済《あいあい》、《新あいあい》にご加入の場合は加入限度が通算され、いきいき応援にご加入いただけないことがあります。

⑦天災、戦争、その他非常の場合の共済金のお支払いについて  
 地震、津波、噴火、その他これらに類する天災のとき、および戦争その他非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

## ⑧掛金額

掛金額は、共済金の額、年齢等により異なります。  
 詳しくは、ホームページをご確認いただくか全労済までお問い合わせください。

## ⑨掛金の払込方法と払込場所について

- ◇掛金の払込方法  
 月払いのみとなります。
- ※口座振替扱をする場合には、全労済が指定する振替日までに掛金相当額を払い込んでください。指定口座から引き落としがされたときをもって、掛金の払い込みがあったものとします。
- ※同一の指定口座から2件以上の全労済の契約(自動車共済・年払火災共済・ねんきん共済等)の掛金を振り替える場合、合計金額を振り替えるものとし、一部の掛金のみを払い込むことはできません。
- ※掛金の延滞がある場合は、延滞分も合算して振り替えられます。口座の残高が不足しておりますと、すべての掛金が振替不能となり、契約が失効となる場合がありますので、注意してください。

## ⑩割り戻し金について

毎年5月末の決算で剰余が生じた場合、契約者に割り戻し金としてお戻ししています。また、割り戻し金は、毎年決算の5月末時点で有効契約がある方にお戻しします。この割り戻し金は利息をつけてすえ置かせていただきます。

## ⑪共済金受取人について

- (1)共済金受取人は契約者です。
- (2)(1)にかかわらず、加入者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、①から⑤の順位になります。②から⑤の中では、記載の順序になります。
  - ①契約者の配偶者
  - ②契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常的生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです)
  - ③契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
  - ④②にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
  - ⑤③にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (3)(2)において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。
- (4)契約者は、加入者の同意および全労済の承諾を得て、前記(2)の死亡共済金受取人の順位または順序をかえるとき、または前記(2)以外の契約者の親族に指定または変更するときなどに、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。
- (5)(4)により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約が更新または更改されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。
- (6)死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が全労済に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払後に共済金の請求を受けても、二重には共済金は支払いません。
- (7)(4)により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、(1)または(2)に規定する順位および順序によります。

## 12 共済金のご請求について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかに全労済へ連絡してください。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属する団体を通じて全労済へ連絡してください。共済金を請求できる期間は支払事由が発生した日の翌日から3年間です。※3年を過ぎた場合は請求権が消滅します。詳しくは加入後にお送りする「ご契約のしおり・契約規定」をご確認ください。

## 13 契約の自動更新について

- 満期となる時点で特にお申し出がない場合は、満期を迎える契約と同じ共済金額で更新いたします(更新日は満期日の翌日です)。満期のご案内は差し上げますが、契約を更新される場合、特に手続きの必要はありません。ただし、以下の点にご注意ください。
  - 掛金額は更新日における満年齢のものとなります。
  - 共済期間(契約期間)は満期となる契約と同じ期間となりますが、満71歳以上で更新を迎えた場合には満80歳の契約満了日までの共済期間(契約期間)での更新をご案内しています。共済期間(契約期間)

- 5年での更新を希望される場合はお申し出ください。
- 更新契約の掛金額・保障内容等は、更新日時点の契約規定にもとづきます。
  - つぎの①から⑤までのいずれかに該当する場合は、契約の更新はできません。
    - 加入者が医学的な観点からみて不必要な治療を繰り返しているとき
    - 加入者が治療が必要となる程度の傷害をもたらす外力が加わったことが判然としない事故を繰り返しているとき
    - 加入者が事故であることが判然としない治療を繰り返しているとき
    - 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、全労済に対して共済金(いかなる名称であるかを問わないものとします)を支払わせることを目的として、共済金の支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
    - その他、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損なわせる①から④までのいずれかに相当する程度の事由があると認められるとき

## 14 共済期間(契約期間)の途中で変更する事柄について

共済期間(契約期間)の途中で、掛金の額等を変更する場合があります。この場合には、厚生労働大臣の認可を得て契約者にお知らせします。

# 《注意喚起情報》

《注意喚起情報》は、ご契約のお申し込みの際に特に注意していただきたい事項を記載しています。

## 1 クーリングオフについて

- 契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、加入者の氏名、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、全労済に提出してください。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属団体を通じて全労済へ連絡してください。詳しくは全労済までお問い合わせください。

## 2 加入申込書(申込書)および質問表の記入について

- 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。加入者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。
- 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者(契約者)に通知します。
- 契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。

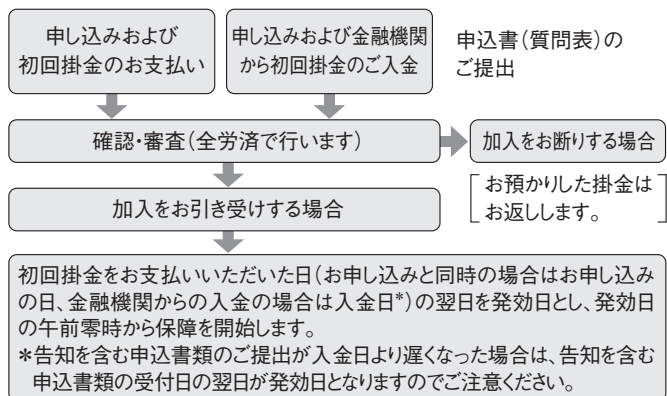
申込書に申込日(告知日)の記入がなかった場合は、加入申込書の受付方法に応じて以下の日付を申込日(告知日)とします。

  - 全労済窓口:全労済の窓口受付日
  - 金融機関窓口:金融機関の窓口受付日
  - 郵送:消印日

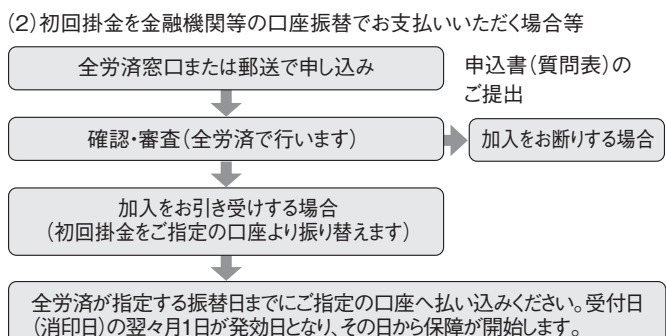
金融機関の窓口受付日または消印日が判読不明の場合は、全労済受付日を申込日(告知日)として取り扱います。

## 3 契約の成立と効力の発生について

- 全労済が加入の申し込みを承諾したときは、申込日に契約が成立したものとみなします。お申し込みから保障の開始(契約の効力の発生)までは次のとおりです。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。
  - 初回掛金を申し込みと同時に全労済へお支払いいただく場合、あるいは金融機関から入金いただく場合



※初回掛金は、申込日からその日を含めて1ヵ月以内に、全労済窓口あるいは最寄りの金融機関から払い込みください。申込日から1ヵ月を過ぎますと、契約が不成立となり、再度お申し込みいただくことになります。



※ご指定の口座から初回掛金の振替ができなかったときは、申し込みはなかったものとなります。全労済が指定する振替日までにご指定の口座へ払い込みください。

## 4 掛金の払込猶予期間と契約の失効について

- 2回目以後の掛金の払い込みについては、払込期日の翌日から3ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は次のときに効力を失い、消滅します。

この場合、その旨を契約者に通知いたします。

  - 発効日が月の1日である契約については、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時
  - 発効日が月の1日でない契約については、払込猶予期間の末日の属する月の発効応当日の午前零時
- 失効した場合は、解約返戻金相当額(すえ置き割り戻し金がある場合は、これを加えた額)から未納掛金を差し引いた額をお支払いします。

## 5 解約と解約返戻金について

- 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書式に解約日を記載のうえご提出ください。

この場合、すえ置き割り戻し金があるときはお返します。

## 6 共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。詳しくは全労済までお問い合わせください。

## 7 契約内容に関する届け出について(住所等の変更) ……

- 契約者は次の場合、全労済へ連絡してください。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属団体を通じて全労済へ連絡してください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。
  - (1) 契約者または加入者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含む)
  - (2) 契約者の住所を変更したとき
  - (3) 続柄が変更となったとき
  - (4) 海外に長期滞在することになったとき

## 8 共済金をお支払いできない主な場合 ……

- (1) 告知義務違反があったとき(加入申込書や質問表への回答に事実でないことを記載したり事実を記載しなかったとき)
  - (2) 加入者がP1契約概要「②被共済者(加入者)になることができる方」の範囲外であったとき
  - (3) 加入金額が限度を超過していたとき
  - (4) 発効日から1年以内の自殺または自殺行為によるとき
  - (5) 加入者、契約者または共済金受取人の故意または犯罪行為によるとき
  - (6) 加入者の薬物依存、無免許運転、酒気帯び運転、精神障がい、泥酔によるとき
  - (7) むち打ち症または腰・背痛で他覚症状がないとき
  - (8) 契約が解除されたとき
  - (9) 契約が無効となったときや詐欺等により取り消されたとき など
- ※ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または疾病を原因として支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。  
※詳細はご加入後にお届けする「ご契約のしおり」の契約規定を参照いただき、不明な点は全労済にお問い合わせください。

## 9 共済金のお支払いなどについて ……

- いきいき応援は、契約発効日から1年以内に支払事由に該当した場合は、発病日や事故日を問わず、支払われる共済金の額を50%に削減してお支払いします。更新後は、支払われる共済金の額を削減する期間はありません(死亡共済金、病氣入院共済金の額を増額して更新した場合を除きます)。
- 詳しくは、P5「共済金のお支払いなどについて」をご覧ください。

## 10 詐欺等による契約の取り消しについて ……

- 契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺、強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。  
※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。  
※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

## 11 共済金の不法取得目的による契約の無効について ……

- 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となります。  
※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。  
※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

## 12 契約の無効について ……

- 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。
  - (1) 加入者が発効日にすでに死亡していたとき
  - (2) 加入者が発効日または更新日に、P1契約概要「②被共済者(加入者)になることができる方」の範囲外であったとき
  - (3) 申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
  - (4) 契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
  - (5) 加入限度を超えていた場合は、その超えた部分※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者に返還します。  
※すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

## 13 債権者等による解約および共済金受取人による契約の存続について ……

- 債権者等から解約の届出がされた場合であっても、1ヵ月以内に契約者以外の親族または加入者から債権者等に解約返戻金相当額をお支払いすれば契約を継続することができます。なお、その間に支払事由が発生した場合、全労済の定める金額をお支払いし、契約は消滅します。詳しくは全労済までお問い合わせください。

## 14 契約の解除について ……

- 次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。
  - (1) 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
  - (2) 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
  - (3) 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力\*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係\*2を有していると認められるとき。
    - \*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
    - \*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
  - (4) 他の契約との重複によって、加入者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称を問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
  - (5) 前記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、全労済との信頼関係が損なわれ、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
  - (6) 契約者または加入者が、申し込みの際に、故意・重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合には、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。  
※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。  
※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。  
※前記(3)の事由のみに該当した場合は、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

## 15 加入者による契約の解除請求について ……

- 加入者が契約者以外である場合、加入者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。詳しくは全労済までお問い合わせください。

## 16 契約の消滅について ……

- 加入者が死亡したときに契約は消滅します。

## 17 掛金の生命保険料控除について ……

- 共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた契約について発行します。生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者※その他親族である共済契約」となりますのでご注意ください。  
※内縁関係にある方は対象となりません。

## 個人情報保護に関する事項

全労済は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

また、全労済は(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます。)の解除、取り消しもしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、当会を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

共済金のご請求があった場合や、これらに係わる共済事故が発生した場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、(1)被共済者の氏名、生年月日、性別、住所 (2)共済事故発生日、死亡日、入院・退院日、対象となる共済事故 (3)共済種類、契約日、復活日、消滅日、共済契約者の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金等受取人の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金額、給付金日額、各特約内容、共済掛金および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、照会をなし、他の各生命保険会社等からの情報提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は全労済ホームページ(<http://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

## 納税義務国・居住地国の確認について

加入時、共済金・満期共済金・解約返戻金の請求時、海外渡航届の提出時などに、納税義務国の確認をさせていただく場合があります。

## 団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます。)を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。全労済は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

## 信用リスクに関する事項

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県的全労済にお問い合わせください)。

## 共済金のお支払いなどについて

以下は共済金のお支払いなどの概要を記したものです。

詳細については後日お届けする「ご契約のしおり」および「共済証書」をご確認ください。また、ご不明の点は全労済にお問い合わせください。

### いきいき応援

共済金のお支払いおよび免責事由について

| 共済金の種類              | 共済金等を支払う場合(支払事由)  | 共済金の額                    | 支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)   |
|---------------------|---|--------------------------|--|
| 死亡共済金<br>(基本契約)     | 加入者が共済期間(契約期間)中に死亡したとき  | 基本契約共済金額<br>(50万円～300万円) | 次のいずれかに該当したとき<br>(ア)加入者が基本契約の発効日または更新日から1年以内に自殺したとき<br>(イ)加入者の犯罪行為により死亡したとき<br>(ウ)共済金受取人が故意に加入者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。<br>(エ)契約者が故意に加入者を死亡させたとき(契約者と加入者が同一人である場合を除きます) |
| 病気入院共済金<br>(疾病医療特約) | 加入者が共済期間(契約期間)中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき<br>①発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を目的とする入院<br>②連続して5日以上となる入院<br>※発効日または更新日前に発病した疾病の症状が悪化した場合で、共済期間中にその疾病の治療を目的とする入院を開始したときにはその入院は①の入院とみなして取り扱います。 | 入院共済金日額<br>×入院日数         | 次のいずれかに該当したとき<br>(ア)契約者または加入者の故意または重大な過失<br>(イ)加入者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病<br>(ウ)原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの  |
| 手術共済金<br>(疾病医療特約)   | 加入者が全労済所定の手術を受け、次の条件のすべてを満たすとき<br>①発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする手術<br>②共済期間(契約期間)中に受けた手術<br>※発効日または更新日前に発病した疾病の症状が悪化した場合で、共済期間中にその疾病の治療を目的とする手術を受けたときにはその手術は①の手術とみなして取り扱います。 | 入院共済金日額<br>×10           |  |

|                     |  |                  |   |
|---------------------|--|------------------|---|
| 災害入院共済金<br>(災害医療特約) | 加入者が共済期間(契約期間)中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき<br>①共済期間(契約期間)中に発生した不慮の事故を直接の原因とする入院<br>②事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院<br>③連続して5日以上となる入院 | 入院共済金日額<br>×入院日数 | 次のいずれかに該当したとき<br>(ア)契約者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。<br>(イ)加入者の故意または重大な過失<br>(ウ)加入者の犯罪行為<br>(エ)加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 |
| 災害手術共済金<br>(災害医療特約) | 加入者が全労済所定の手術を受け、次の条件のすべてを満たすとき<br>①共済期間(契約期間)中に発生した不慮の事故を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術<br>②共済期間(契約期間)中に受けた手術         | 入院共済金日額<br>×10   | (オ)加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故<br>(カ)加入者の精神障がいまたは泥酔<br>(キ)加入者の疾病に起因して生じた事故<br>(ク)原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの                                 |

(※)「悪化」とは、疾病等について、入院および手術のいずれも必要のない程度であったものが、入院または手術を必要とする程度になることをいいます。

(※)不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。例えば、自動車事故、不慮の墜落、火災や火焰による事故、天災などです。

ただし、疾病または体質的な要因を有する加入者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときを除きます。

## 【ご注意】

### 共済金の削減について

発効日または更新日から1年以内に支払事由に該当した場合は、支払われる共済金の額は50%になります。

### すでに重度障害共済金を支払っていた場合

発効日前に全労済がすでに重度障害共済金(全労済が実施する他の事業規約による重度障害共済金または生活支援共済金を含みます)を支払っていた場合で、その支払いの原因となった傷病または障がいによるときは、死亡共済金を支払いません。

満期共済金(累加死亡共済金)についても同様です。

### 発効日から2年以上経過した後の入院および手術について

発効日前に発病した疾病の治療を目的とする入院および手術については、それらが発効日からその日を含めて2年以上経過した後に開始された場合には、発効日以後に発病した疾病の治療を目的とするものとみなして扱います。

### 入院について

病気による入院と不慮の事故による入院が重複する期間については、病気入院共済金または災害入院共済金のいずれかをお支払いします。

## 【病気による入院・手術等について】

### (1) 病気入院共済金について

(ア)病気入院共済金が支払われる入院日数は、1回の入院について180日を限度とします。また、全共済期間(契約期間)を通じて病気入院共済金を支払う入院日数は、通算して1,000日を限度とします。

(イ)加入者が病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。

### (2) 手術共済金について

加入者が手術共済金の支払事由に該当する2つ以上の手術を同時に受けた場合には、それらの手術のうちいずれか1つの手術について、手術共済金を支払います。

## 【不慮の事故による入院・手術等について】

### (1) 災害入院共済金について

(ア)災害入院共済金が支払われる入院日数は、1回の入院について180日を限度とします。また、全共済期間(契約期間)を通じて災害入院共済金を支払う入院日数は、通算して1,000日を限度とします。

(イ)加入者が、災害入院共済金が支払われる入院をしたのちに、同一の不慮の事故を直接の原因として再入院した場合には、当該再入院が事故の日からその日を含めて180日以内に開始されたときに限り、1回の入院とみなします。

### (2) 災害手術共済金について

加入者が災害手術共済金の支払事由に該当する2つ以上の手術を同時に受けた場合には、それらの手術のうちいずれか1つの手術について、災害手術共済金を支払います。

## 満期金について

満期金は、加入者が共済期間(契約期間)の満了するときまで生存していた場合にお支払いします。

加入者が共済期間(契約期間)中に死亡し、死亡共済金をお支払いするときは、満期金をお支払いするために積み立てられた金額を累加死亡共済金として合わせてお支払いします。

### 新しく組合員になられる方へ(出資金について)

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。出資金は、加入される共済の掛金払込方法に応じて下記のとおりお願いしています。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただけない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただきます場合がありますのでご注意ください。

◇掛金の払込方法 月払いの場合 1,200円(毎月100円×12ヵ月)

## 組合員について

### 1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

### 2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

### 3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

### 4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

### 5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
  - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
  - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

## 苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

### 1. 苦情のお申し出先について

全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

苦情は、受付専用窓口の「全労済 お客様相談室」へご相談ください。なお、全労済ホームページでも受け付けております。

#### ◆ 全労済 お客様相談室

・専用フリーダイヤル 0120-603-180

・受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

・ホームページ <http://www.zenrosai.coop>

### 2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづき法務大臣の認証を取得しています。

■ 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 ・電話 03-5368-5757 ・受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

# 保障ニーズ 確認シート

契約内容がお客さまの意向に沿ったものかをご確認ください。

**!** 郵送でお申し込みをされる方は必ずご確認ください。

## 郵送で

お申し込みを  
される方

契約内容をご契約者の意向に沿ったものか、「保障ニーズ確認シート」をご確認のうえ、「加入申込書」の契約者印欄に押印ください。

## 窓口で

お申し込みを  
される方

「契約意向確認書」で、契約内容をご契約者の意向に沿ったものかをご確認のうえ、ご署名・押印してください。  
※「保障ニーズ確認シート」のご記入の必要はありません。

本書面は、契約者よりお申し込みいただくご契約について、その内容が契約者のご希望に沿った内容になっていること、お申し込みいただくうえで特に重要な事項の欄に正しくご記入いただいていることをご自分でチェックしていただくためのものです。お手数ですが、「リーフレット」「加入申込書」をご参照いただきながら、各チェック項目をご確認のうえ、「加入申込書」の契約者印欄に押印くださいますようお願いいたします(本シートのご提出は不要です)。

ご確認ください項目はこちらです(すべての項目についてチェックをお願いします)。

|   |                   |  |                             |                              |
|---|-------------------|--|-----------------------------|------------------------------|
| 1 | ご希望の保障内容について      | 希望されているのは、主にどのような分野の保障ですか。※複数回答可<br><input type="checkbox"/> 病気、けがなどによる入院などの医療保障 <input type="checkbox"/> 死亡された場合の遺族保障 <input type="checkbox"/> 満期共済金<br><input type="checkbox"/> 介護保障 <input type="checkbox"/> 三大疾病に手厚い保障                       |                             |                              |
| 2 | 保障内容の確認           | 共済金のお支払事由はご希望どおりですか(入院・手術・通院・死亡の保障など)。   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 3 | 共済金額の確認           | 共済金額(ご契約金額)はご希望どおりの内容となっていますか。   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 4 | 契約期間の確認           | 契約期間はご希望どおりの内容となっていますか(5年・10年・80歳まで・終身など)。   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 5 | 掛金・お支払方法等         | お支払いいただく掛金の金額やお支払方法(払込方法[月払い・年払いなど]・払込期間[定期・終身])は、ご希望どおりですか。   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 6 | いきいき応援の内容の確認      | いきいき応援の以下の内容についてご理解いただきましたか。<br>●契約期間は5年です(更新により最高満80歳まで保障)。<br>●払込方法は月払いです。<br>●入院、手術、死亡を保障し、保障額については入院日額は3,000円(手術共済金30,000円)、5,000円(手術共済金50,000円)のいずれか一方、死亡共済金額は50万円、100万円、200万円、300万円の中のいずれかからお選びいただけます。<br>●死亡共済金額の範囲内で最高300万円まで満期金がつけられます。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 7 | 特にご確認いただきたい事項について | 以下の3つの事項をご理解いただきましたか。<br>●この共済は健康状態に不安を抱えている方などを対象とした共済のため、全労済の他のタイプに比べて掛金が割り増しされています。<br>●健康状態によっては、掛金を割り増していない他の共済にご加入いただける場合があります。<br>●保障を開始した日からその日を含めて1年以内に支払事由に該当した場合は、支払われる共済金が半額となります。   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
|   |                   | 【重要事項の説明】 ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)の内容について、不明な点がないかご確認ください。   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 8 | 被共済者に関する情報        | 被共済者の「生年月日」「性別」「職業・職種」は加入申込書に記入された内容で間違いありませんか。  | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 9 | 健康状態の告知           | 加入申込書の質問表について、内容をご理解いただき、正しく回答されていますか。   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |

1～9の内容をご確認いただけましたら、「加入申込書」の契約者印欄に押印してください。  
なお、不明な点がございましたら、全労済までお問い合わせください。